

**新型コロナウイルス感染症対策販売等支援事業「行商助さん」  
6月「ま・わ～る商店街」開催要綱**

- 1 趣 旨 イベント実施における新型コロナウイルス感染症への対策のガイドラインを設定した上で、定期的に市内直売所、スーパー等の敷地内で、販売イベント「ま・わ～る商店街」を行う。イベント、祭事等の催しが減り、売り場を失った無店舗営業事業者等を支援することを目的とする。
- 2 主 催 一般社団法人栗原市観光物産協会
- 3 開催日時 2020年6月21日(日) 午前10時から午後3時まで  
2020年6月28日(日) 午前10時から午後3時まで 毎週日曜日 2日間
- 5 会 場 道の駅路田里はなやま、山の駅くりこま
- 6 事業内容 市内各施設での定期的な販売イベントの実施。事務局による委託販売。
- 7 事務局 事務局は、一般社団法人栗原市観光物産協会事務局(JRくりこま高原駅内)に置く。  
※ただし、開催中については会場内に置くこととする。
- 8 申込方法 下記申込書に必要事項記載の上、ご返信ください。
- 9 その他 詳細は別紙「「ま・わ～る商店街」出店・出品要領」参照

**【6月開催分 ま・わ～る商店街 出店・出品申込書】**

送り状(不要) 取扱 一般社団法人栗原市観光物産協会事務局あて

**FAX:0228-25-4182**

**申込締切:2020年6月10日(水)17時必着**

ふりがな			
代表者名			
住所			
連絡先	TEL	FAX	
出店名(看板記載)			
販売品目 (※最大3品目)	① 単価                      円	② 単価                      円	③ 単価                      円
担当者情報	氏名	携帯電話	
出店形式、出品	<input type="checkbox"/> テント(持参) <input type="checkbox"/> テント(借用希望) <input type="checkbox"/> ケータリングカー等(※テント不要)		
	<input type="checkbox"/> 商品のみ出品(事務局に販売委託)		
火気使用の有無	<input type="checkbox"/> 無		
	<input type="checkbox"/> 有      (プロパンガス・カセットコンロ・他_____)		
出店希望日	<input type="checkbox"/> 6/21(道の駅路田里はなやま) <input type="checkbox"/> 6/28(山の駅くりこま)		

※電気を使用する場合は、事務局へご相談頂くか、各自、自家発電機等をご準備ください。

## 新型コロナウイルス感染症対策販売等支援事業「行商助さん」

### 「ま・わ〜る商店街」出店・出品要領

- 1 出店者 下記のとおり出店条件を設定する。
  - (1) 栗原市内の小売・卸売業者、生産者、飲食店、観光施設等
  - (2) 栗原市内で活動する企業・団体
  - (3) 主催者が適当と認めた団体等
  - (4) 店舗数 各設定日 最大上限 3〜15 店舗程度(施設、感染症の蔓延状況により変動)
  - (5) 接触を最小限とし、スムーズな会計とするため、1 事業者あたり 1 ブース、販売品目を 3 品目までとする。
  - (6) 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、無店舗営業、県内の会員を優先とする
  - (7) 新型コロナ感染症対策を行うこと ※詳細は「10 新型コロナウイルス感染症対策」  
※暴力団等が関与する企業・団体は出店できません。
- 2 出品物・展示
  - (1) 栗原市内に主たる事業所を有する事業者等の商品で、生鮮食品（乳飲料、生肉、鮮魚介類を除く）及び加工食品等の食品全般
  - (2) 栗原市内で生産若しくは製造の最終工程が行われたもの、又は栗原市内の業者が企画し、製造されたもの。栗原の観光振興、物産振興につながる商品であるもの。
  - (3) 食品衛生法、農林物資の規格及び品質表示の適正化に関する法律（JAS 法）、不当景品類及び不当表示防止法、計量法その他関係法令に定める規定に違反していないもの  
※現地で食材を調理し提供する場合は保健所の許可（仮設営業許可等）が必要となります。許可が必要な商品を販売する場合は、必ず事前に主催者へ相談してください。
  - (4) 上記（1）〜（3）の他、主催者より販売、または展示の許可を受けたもの。
- 3 出店料・委託販売
  - (1) 支援を目的とするため、出店料を無料、委託販売手数料を通常 20%のところ、売り上げの 10%とします。※非会員は売り上げの 20%
  - (2) 委託販売の商品は基本的に販売日前日まで事務局までお持ち下さい。また、商品の買い上げは致しません。
  - (3) 今後のイベント運営への参考の為、売上記録票の提出にご協力お願い致します。
- 4 出店申込
  - (1) 提出書類  
郵送又は FAX、メールにより、別紙「出店申込書」を提出して下さい。電気器具を使用する場合は、出店申込書に仕様及び使用目的を記入して下さい。
  - (2) 申込期限  
各月ごとの申込書を参照
  - (3) 申込先  
一般社団法人 栗原市観光物産協会  
住所 栗原市志波姫新熊谷 284 番地 3（くりこま高原駅内）  
電話 0228-25-4166 FAX 0228-25-4182

## 5 出店契約

- (1) 主催者より送付する出店決定の通知文書をもって出店契約の完了とします。
- (2) 主催者側は出店者が本規定に違反した場合には、出店契約を解除できることとします。これによって生じた損害については、主催者側は一切その責任を負いません。

## 6 出店に伴う官公署への許可申請

### (1) 仮設営業許可（保健所）

出店事業者が各自で申請してください。ただし、許可申請の前に主催者へ必ずご相談ください。

### (2) 酒類販売許可（税務署）

酒類の販売は酒類販売の免許を税務署より交付された出店者に限ります。酒類を販売する場合は、出店事業者が各自で申請してください。

## 7 イベントの中止

地震、荒天、新型コロナウイルス等感染症の感染拡大等の事由により、イベントを中止することがあります。これによって生じた損害については、主催者側は一切その責任を負いません。

## 8 会場レイアウトについて

事務局に一任いただきます。

## 9 展示・販売方法

### (1) 展示・販売スペース

テント内の販売となります。一店舗あたり **3 m×3 m以内**(※キッチンカー等は除く) 必要な資材（テント・看板等）は出店事業者で準備願います。

### (2) 設備等

電気を使用する場合は、各自発電機等をご準備ください。

### (3) テント等の備品について

- ・テント、イス、テーブル等は各自ご準備お願い致します。
- ・ご準備が出来ない場合は事務局で貸し出しを行います(本事業に関しては貸出料を無料とします)。数に限りがありますのでお早めにお申し出ください。

### (4) ポスター、のぼり等の貼り付け

ポスター等はテーブルに貼ることができます。のぼりは主催者側が準備しますが、必要に応じて出店事業者で準備願います。

### (5) 出店者表示

出店者名が記載された看板は、出店者テントの上部に表示してください。看板は主催者側が準備します。

## 10 新型コロナウイルス感染症対策

出店者は以下の項目についてよく確認の上、各自対策をお願い致します。

### (1) 体調管理

- ・咳エチケットを徹底する。
- ・催事前に体温測定、自覚症状の確認を行い記録する。

- ・発熱その他の感冒様症状を呈している場合には、別の従業員と予め交代するか、出店を控える。
  - ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限されている国・地域や入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航がある場合には、事務局に連絡する。
  - ・出店時、トイレ使用後等における手洗い、手指の消毒を徹底する。
- (2) 身体的距離の確保
- ・店舗前での滞在に際し、床への目印などの掲示・アナウンスの実施などにより可能な範囲での対人距離の確保を促す。
  - ・従業員が業務において他の従業員や顧客との対人距離を確保できるよう、導線について点検するとともに、従業員自らが対人距離の確保に努める。
- (3) 清掃・消毒
- ・従業員に対しこまめな手洗い・手指消毒を励行するほか、必要に応じ手指の消毒設備を店舗に設置すること等により顧客の手指の消毒も励行する。
  - ・ゴミの廃棄については、鼻水・唾液などが付いたゴミが入っていることを想定しビニール袋等に入れて密閉して縛るほか、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。
- (4) 接触感染・飛沫感染の防止
- ・透明間仕切り等の設置などによる店舗前での飛沫感染防止の取組を行う(透明間仕切り等を設置する場合は、透明間仕切り等が従業員や顧客に触れないように注意する)。
  - ・レジにおいてコイントレーでの現金受渡を励行する。
  - ・キャッシュレス決済の利用を促進する。
  - ・従業員によるマスク等の着用や、こまめな手洗い・手指消毒を励行する。
  - ・従業員が対面による販売・説明・サービスを行う際などには、感染予防の観点から、マスクやフェイスシールド等の着用等による必要な感染予防の措置を行う。
- (5) 混雑の緩和
- ・混雑につながるような販売促進策を自粛する(タイムセール等)。
  - ・事前注文予約等による滞留時間短縮を呼び掛ける。
  - ・注文受付と会計・商品受け取り場所を分離するなど、局所的な混雑を避ける動線を確保する。

## 11 当日について

### (1) タイムスケジュール

#### ○搬入・搬出時間

搬入時間	搬出時間
8:30~9:30	15:00~16:00

(2) 店舗配置

事前に主催者側より案内いたします。

(3) 会場設営・撤去

テント、机、イスの設置及び撤去は主催者の指示により、出店事業者同士で協力して行ってください。

(4) 搬入・搬出作業

搬入・搬出時間は上記の通りです。必要に応じて台車を準備願います。

(5) 駐車場

各施設の指定駐車場スペースに、駐車して下さい。

12 その他注意事項

(1) 保険・管理等

出店商品の管理及び事故・クレームについては出店者の責任とします。出店商品に対する損害保険は必要に応じて出店事業者で加入して下さい。

(2) 出店料以外の経費負担

下記のようなものがありますので、参考にしてください。

- ・ 出店商品の輸送、実演、試飲等出店事業者の行為に関する経費
- ・ 出店事業者に責任のある許認可、損害保険等の費用
- ・ 販売員の交通費（駐車料金）、昼食代 等

(3) 食中毒の発生防止

食品の取り扱いには十分に注意し、食中毒の予防に努めてください。

(4) 貴重品・荷物

各自管理してください。紛失・盗難等に伴う責任は主催者側は一切を負いません。

(5) ゴミの取り扱い

試食等で出たゴミは、出店者が持ち帰ってください。あらかじめゴミ袋等、持ち帰るための用意をしてください。

(6) 破損

会場内でテントや各自の準備物の破損等があった場合は、出店者側の責任となります。

13 連絡先

一般社団法人 栗原市観光物産協会 担当 小野寺晃越、高橋淳子

住所 栗原市志波姫新熊谷284番地3（くりこま高原駅内）

電話 0228-25-4166 FAX 0228-25-4182